

秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）

～ 住区基幹公園（街区公園・近隣公園）～

秋田市都市計画課

令和 6 年 6 月

目 次

1	はじめに	1
2	都市計画公園について	2
	（１）公園の位置付け	2
	（２）都市計画公園・緑地の役割	3
	（３）都市施設を都市計画に定める意義	4
3.	本市における都市計画公園等の現状	4
	（１）市民一人当たりの都市公園面積	4
	（２）都市計画公園等の計画と開設状況	5
	（３）住区基幹公園の都市計画決定面積と箇所数の推移	6
	（４）未開設の都市計画公園（街区公園・近隣公園）の状況	6
4.	都市計画公園の見直しの必要性	7
5.	見直しの基本的な考え方	8
	（１）見直し対象公園	8
	（２）見直し評価の視点	9
	（３）見直しの評価方法	9
6.	評価結果 ～ 見直し方針（案）～	12
7.	見直しの進め方	17

1. はじめに

公園・緑地等は、都市のオープンスペースとして、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的施設となっています。

本市における公園・緑地等は、高度経済成長期に人口の増加や経済の発展、市街地の拡大を前提として数多く都市計画決定され、順次整備が進められてきました。

しかし、都市計画決定はしたものの、整備に多大な事業費と時間を要することから、現在に至っても完成していない施設が数多く存在し、そこでは、地権者等に対し、長期にわたって土地利用制限が課せられているなどの問題が生じています。

一方、少子高齢化や人口減少の進行、防災・減災対策へのニーズの高まり、集約型都市構造への転換など、近年の社会情勢の変化に伴い、都市計画決定当時にその公園・緑地等に期待されていた役割にも変化が生じてきています。また、本市を取り巻く財政状況は非常に厳しく、公共事業への投資が減少している中、老朽化が進む既設公園の安全安心な利用環境を整えるための維持管理や施設の更新、バリアフリー化などの費用の増大により、新設予算の確保が困難になってきています。

このような状況を踏まえ、本市では、長期にわたり整備の見通しが立たない公園について、都市計画に関する基本方針を定めた「第7次秋田市総合都市計画（令和3年策定）」において見直しを行うこととしていることから、令和4年度に住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）の見直しの基本的な考え方を示した「秋田市都市計画公園見直しガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。

本方針（案）は、都市計画公園の現状や課題、「ガイドライン」に基づき実施した長期未整備の住区基幹公園の見直しの方向性等の検討結果をまとめたものです。

なお、本市における長期未整備の都市計画公園には、周辺住民の利用に供する住区基幹公園以外にも市民全般を対象とする都市基幹公園（総合公園・運動公園）等の大規模な公園や緑地もあります。公園の種類や規模によって目的や求められる機能に違いがあり、同じ視点や評価方法で見直しを実施することが難しいことから、まずは市民にとって身近な住区基幹公園を対象に見直しを進めることとしています。その他の長期未整備の都市計画公園については、住区基幹公園の見直し後に、順次進める予定としています。

2. 都市計画公園について

(1) 公園の位置付け

① 都市計画公園

都市計画法第11条第1項第2号に基づき、都市計画決定した公園を指します。

② 都市公園

都市公園法第2条第1項に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地で、同法第2条の2に基づき設置の公告を行った次に掲げる公園・緑地を指します。

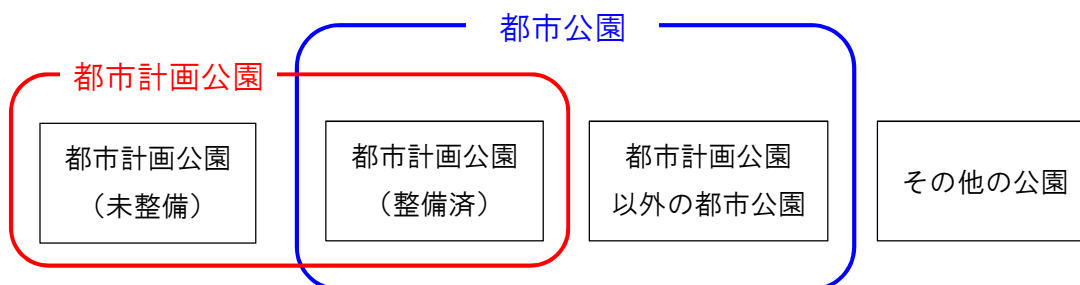
- ・ 都市計画公園・緑地で整備済みのもの
※未整備の都市計画公園は該当しません。
- ・ 都市計画区域内に整備された公園・緑地

③ その他の公園

都市公園以外の公園等で、主に次に掲げる公園・緑地を指します。

- ・ 児童遊園地
主に開発行為により市に帰属された公園
- ・ その他公園
都市計画区域外の公園等
- ・ その他緑地
主に大規模開発により市に帰属された緑地

図1 都市計画公園の位置付けイメージ



(2) 都市計画公園・緑地の役割

公園、緑地等は、自然観察・レクリエーションなどを行う市民の憩いの場として、また市街地における緑のオープンスペースとして、潤いのある生活をもたらすとともに、災害時の避難場所、公害の緩衝地帯として重要な役割を果たす都市施設です。

都市計画公園・緑地は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な都市施設のひとつとであり、主に以下の種類・種別の区分により都市計画決定された公園・緑地になります。

表1 秋田市の都市計画公園・緑地の種類・種別

種類	種別	内容	市内の都市公園
住区 基幹 公園	街区 公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	牛島第1街区公園 手形街区公園 ほか
	近隣 公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	沼田近隣公園 秋操近隣公園 ほか
	地区 公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	御所野ふれあい地区公園、北野田公園
都市 基幹 公園	総合 公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	千秋公園 大平山リゾート公園 大森山公園 ほか
	運動 公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	八橋運動公園
大規模 公園	広域 公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園	県立小泉潟公園 秋田県立中央公園
特殊 公園	風致 公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園	—
	歴史 公園	史跡、名称、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園	高清水公園
都市緑地		都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地	雄物川河川緑地 檜山緑地 ほか
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者通路又は自転車路を主体とする緑地	山王官公庁緑地 山王帯状緑地
広場		市街地中心部の商業等の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休息のための公共空地	中通二丁目広場 野崎コミュニティ広場
墓園		景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場としても利用に供される、墓地を含んだ公園	天徳寺山墓地公園 八橋墓地

資料：「秋田市の公園緑地」を基に作成

（３）都市施設を都市計画に定める意義

都市施設を都市計画に定めることについては、以下のような意義があります。

① 計画段階における整備に必要な区域の明確化

都市施設の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができ、円滑かつ着実な都市施設の整備を図ることができます。

② 土地利用や各都市施設間の計画の調整

都市内における土地利用や、各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができます。

③ 住民の合意形成の促進

将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く住民に明確に示すとともに、開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ることができます。

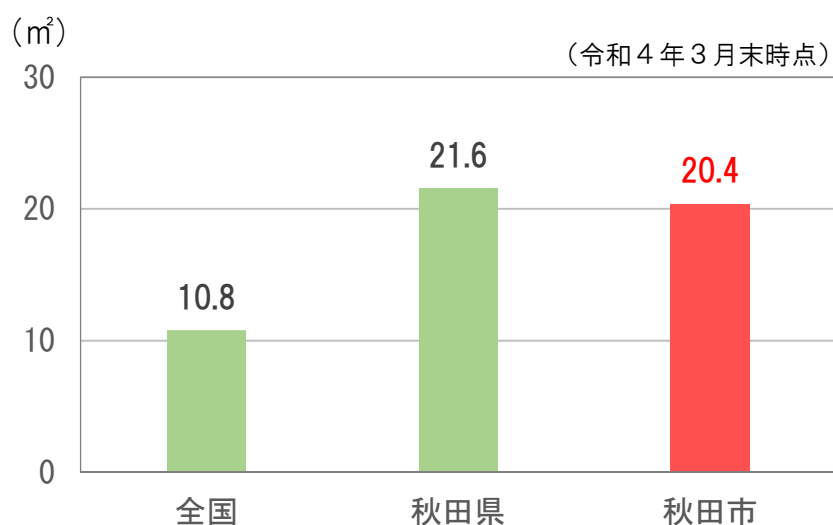
３．本市における都市計画公園等の現状

（１）市民一人当たりの都市公園面積

本市の市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、「秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例」において、 10 m^2 以上としています。

本市の市民一人当たりの都市公園面積は約 20.4 m^2 と標準の2倍以上確保していることから、一定程度充足している状況にあります。また、全国平均も大きく上回っている状況にあります。

図２ 市民一人当たりの都市公園面積



(2) 都市計画公園等の計画と開設状況

本市の都市計画公園等は、263箇所、約2,122haが都市計画決定(変更)されています。

そのうち開設済みは、186箇所、約607haで、その割合は、箇所ベースで約71%、面積ベースで約29%となっています。

表2 都市計画公園等の計画と開設状況

(令和5年3月末時点)

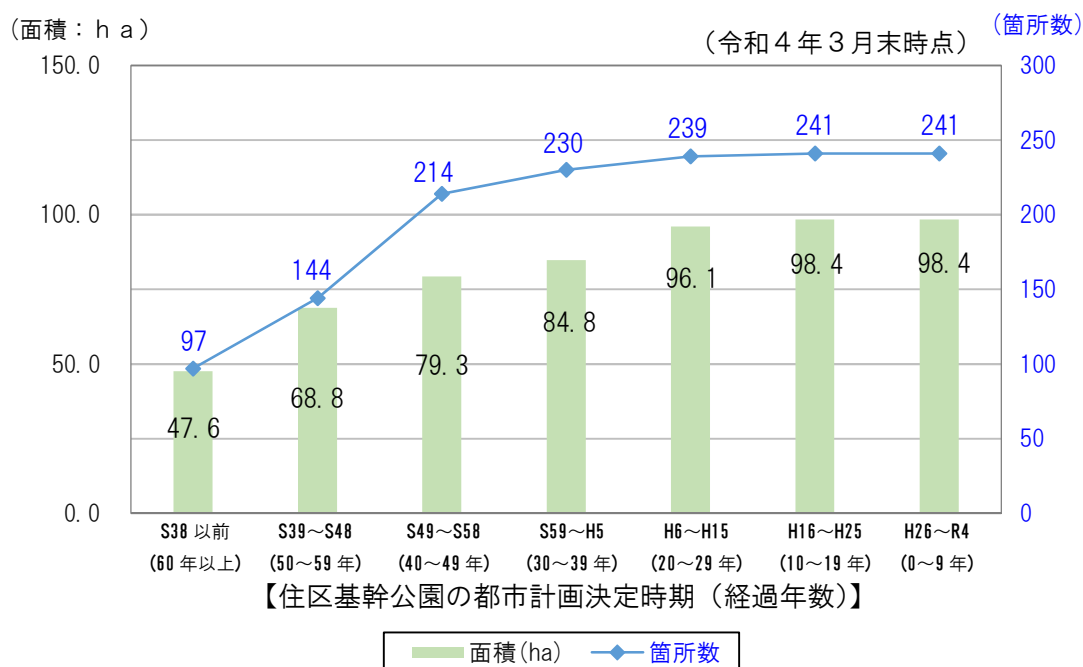
種別		計画		開設		整備率	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積
住区 基幹 公園	街区公園	220	50.51	158	32.54	72%	64%
	近隣公園	19	38.40	8	17.84	42%	46%
	地区公園	2	9.50	2	9.50	100%	100%
都市 基幹 公園	総合公園	5	295.50	5	258.19	100%	87%
	運動公園	1	26.70	1	21.73	100%	81%
特殊 公園	風致公園	3	234.90	－	－	0%	0%
	歴史公園	1	39.20	1	2.34	100%	6%
大規模 公園	広域公園	2	753.80	2	196.90	100%	26%
緑地		7	596.19	6	45.65	86%	8%
広場		1	0.08	1	0.08	100%	100%
墓園		2	76.70	2	22.71	100%	30%
計		263	2121.88	186	607.48	71%	29%

注) 開設の186箇所には、一部未開設の26箇所を含む

(3) 住区基幹公園の都市計画決定面積と箇所数の推移

住区基幹公園は、昭和59年までに現在の約8割が都市計画決定されています。

図3 住区基幹公園の都市計画決定面積と箇所数の推移



(4) 未開設の都市計画公園 (街区公園・近隣公園) の状況

未開設区域が存在する都市計画公園 (街区公園・近隣公園) のほとんどが、当初都市計画決定から50年以上経過しています。

また、未開設区域のほとんどが民有地で主に住宅が立地しています。

表3 未開設区域における都市計画決定からの経過年数の状況

(令和5年3月末時点)

経過年数	街区公園		近隣公園	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
60 年以上	53	12.98	9	13.61
50 年以上 60 年未満	11	3.33	5	6.93
40 年以上 50 年未満	2	0.08	—	—
30 年以上 40 年未満	1	0.03	—	—
20 年以上 30 年未満	1	0.29	—	—
計	68	16.71	14	20.54

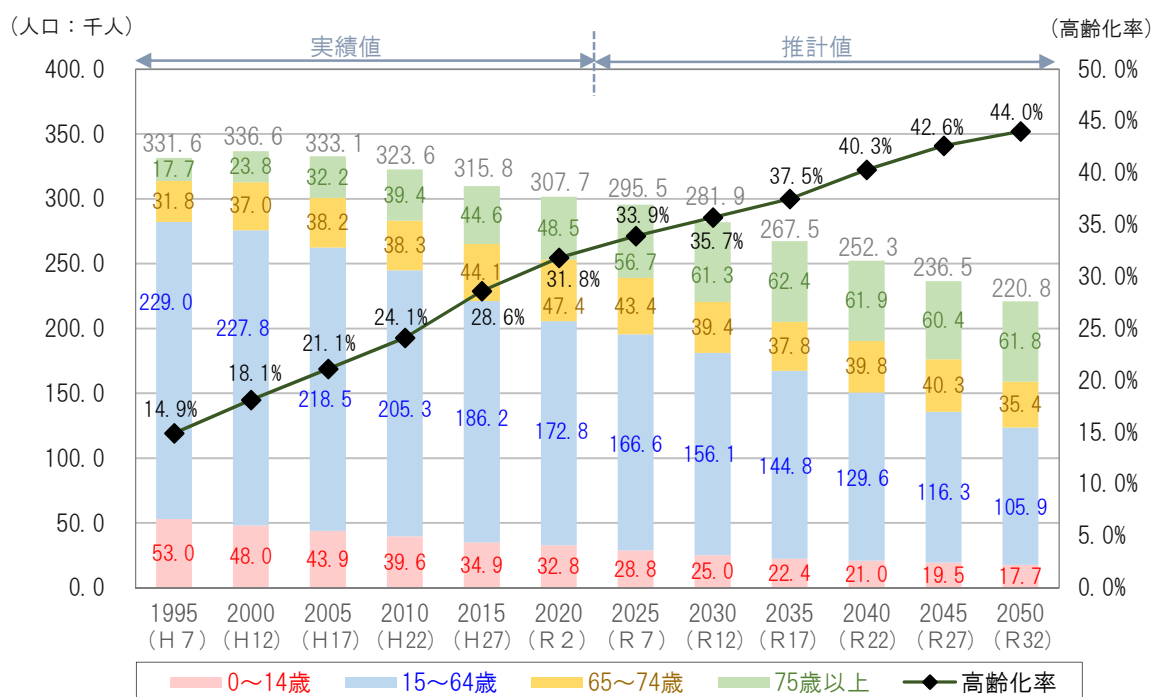
注) 地区公園は、未開設公園なし
一部未開設公園を含む

4. 都市計画公園の見直しの必要性

○ 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は平成15年をピークに減少に転じています。少子高齢化とともに今後も人口減少が進行し、2050年には約22万人と、2020年から約3割減少すると推計されています。

図4 本市の年齢4区分人口および高齢化率の推移



出典：各年国勢調査（1995～2020年）、国立社会保障人口問題研究所（2025年～）
 2005年1月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町含む
 2020年までの総人口は、年齢不詳人口を含む

○ 公共投資の減少

人口減少・少子高齢化の進行に伴う税収の減少や扶助費の増加により、本市の財政状況は今後ますます厳しくなり、公共投資の予算確保が一層困難になることが予想されます。また、既設施設の老朽化に伴う維持管理費や更新費の増大により、新規整備の見通しが立たない状況となります。

○ 宅地化の進展による事業費の増大

未開設の都市計画公園区域の中には、住宅等の建築物が立地し、公園事業を進めるために、多大な用地取得費や移転補償が必要となり、事業実施が困難になっています。

○ 都市計画法による建築制限の長期化

都市計画施設の区域内では、事業の円滑な施行を確保するため、建築物を建築する場合に、都市計画法第53条による建築許可が必要になります。

都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築許可基準（同法第54条）

以下の要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- ・階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

このような建築制限は、将来の事業の実施の際に、建築物の移転補償費等の費用を必要最低限に抑えるためのものですが、整備の見通しが立たず長期間にわたる建築制限は、土地所有者にとって売買や建て替えなどの将来の生活設計が立てにくいといった問題があります。

上記のように、長期未整備の都市計画公園については、これらを取り巻く社会情勢等の変化により、都市計画決定当初に期待されていた役割に変化が生じている可能性があります。そのため、現状を踏まえたうえで、必要性や実現性を検証し、見直しを進めることが必要になっています。

5. 見直しの基本的な考え方

見直しは、令和4年12月に策定した「ガイドライン」を基本に行います。

（1）見直し対象公園

見直し対象公園は、未開設公園で都市計画決定してから20年以上経過している住区基幹公園を対象とします。（一部未開設の公園も対象）

表4 見直し対象公園

種類・種別		未開設公園	うち一部 未開設公園
住区基幹公園	街区公園	68公園	11公園
	近隣公園	14公園	3公園
	計	82公園	14公園

注）都市計画公園・緑地等には、様々な規模、種類のものがあり、目的や求められる機能に違いがあるため、同じ視点や評価方法で見直しを行うことが難しいことから、まずは、市民にとって身近な住区基幹公園の見直しを行います。それ以外の都市計画公園については、住区基幹公園の見直しに引き続き進める予定としています。

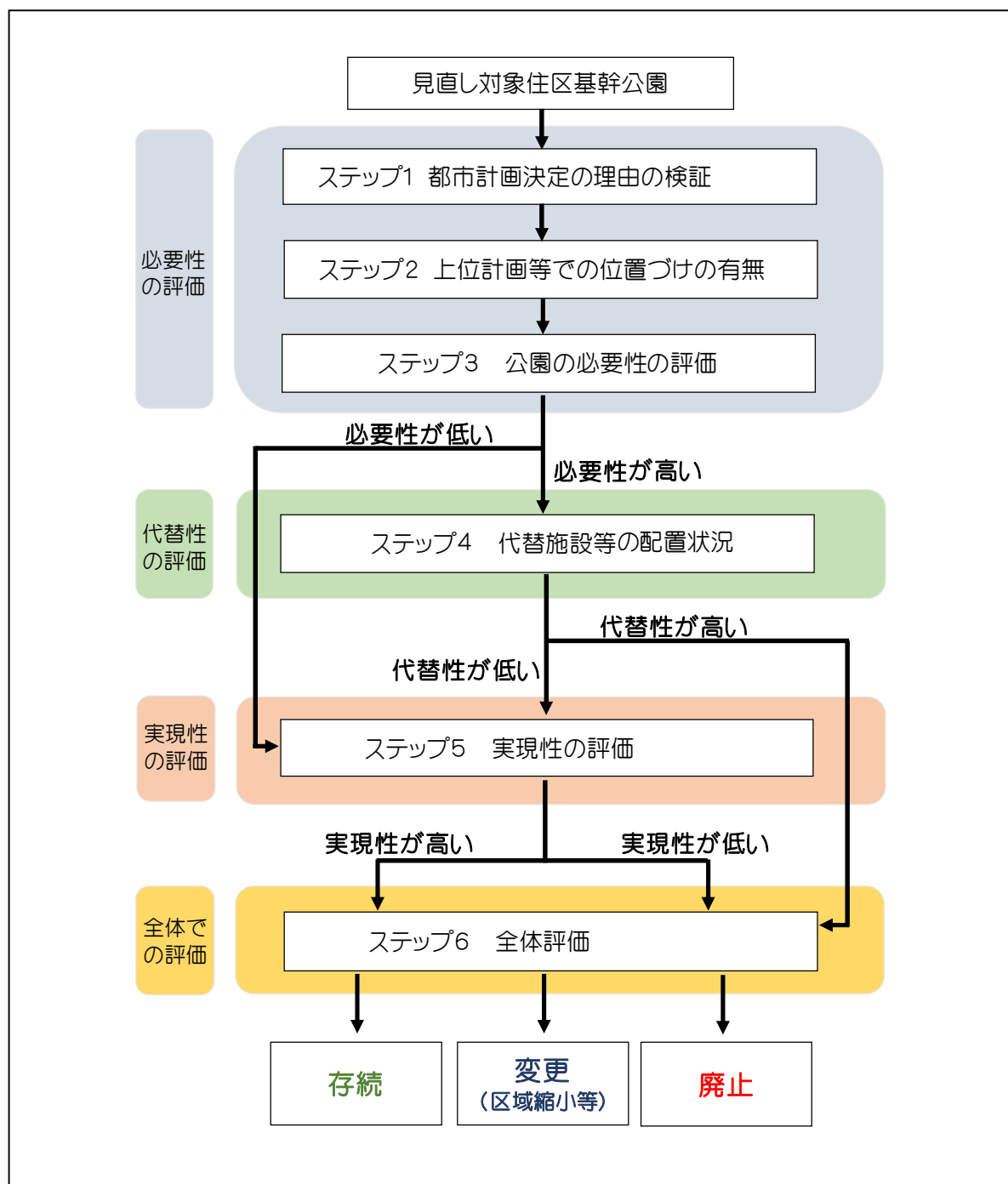
（２）見直し評価の視点

見直し対象公園について、都市計画決定当初との適合性や上位計画との関連性、地域の実情、周辺にある既存ストックの活用等を考慮したうえで、必要性、代替性、実現性等について検証を行います。

（３）見直しの評価方法

以下の手順により、評価を行います。

図５ 見直し評価のフロー



① 都市計画決定理由との適合性の検証【ステップ１】

都市計画決定理由が、現状に適合するかどうかを検証します。

② 上位計画等での位置付けの有無【ステップ２】

上位計画等での位置付けを確認します。

③ 必要性の評価【ステップ３】

上位計画における位置付けや周辺にある都市公園の配置状況、防災機能等から、必要性を検証します。

評価の結果、評価点の合計が過半の８点を上回った公園は、必要性が高いと評価します。

表５ 必要性の評価項目と配点

評価項目	評価内容	配点
上位計画での位置付け	立地適正化計画で位置付けた居住誘導区域内にある公園	４
	緑の基本計画で位置付けた緑化重点地区内にある公園	４
公園の配置状況	既設都市公園との誘致圏域※ ^１ の重複率※ ^２ が８０％未満	４
防災機能	住民の避難地として地域防災計画に位置付けている公園（公園開設率が８０％以上確保されている公園）	２
	地域防災計画に位置付けた火災危険区域内にある公園	２
計		１６

※（ ）内は、一部未開設公園の評価内容

※^１ 誘致圏域：街区公園・児童遊園地は半径３００ｍ、近隣公園は半径５００ｍ、
地区公園・総合公園等は半径１，０００ｍ

※^２ 重 複 率：見直し対象公園の誘致圏域とその周辺にある公園の誘致圏域が重複する割合

④ 代替施設等の配置状況【ステップ４】

ステップ３で必要性が高いと評価した公園について、公園の機能を代替する周辺施設の配置状況から、代替性を検証します。

評価の結果、評価点の合計が過半の１０点に満たない公園は、代替性が低いと評価します。

表6 代替性の評価項目と配点

評価項目	評価内容	配点
誘致圏域の重複率	周辺の代替施設(都市公園、児童遊園地)との誘致圏域 ^{※1} の重複率 ^{※2} が80%以上	4
防災機能	誘致圏域内に住民の避難地として地域防災計画に位置付けている代替施設等がある	2
	地域防災計画に位置付けた火災危険区域内にある見直し対象公園の誘致圏域内に代替施設等がある	2
環境機能	誘致圏域内に自然環境、歴史的資源の保全機能を有する代替施設等がある	2
	誘致圏域内に騒音、大気汚染等から生活環境を保護する代替施設等がある	2
景観機能	誘致圏域内に地域の景観向上のために重要な役割を担っている代替施設等がある	2
	誘致圏域内に地域の景観上重要な建造物・樹木等がある	2
レクリエーション機能	誘致圏域内に近隣住民の遊び場や健康増進等の役割を担っている代替施設等がある	2
	誘致圏域内に地域住民の交流の場としての役割を担っている代替施設等がある	2
計		20

⑤ 実現性の評価【ステップ5】

ステップ3で必要性が低いと評価した公園、ステップ4で代替性が低いと評価した公園について、区域内の建物の立地状況や用地の権利状況、地形状況等から実現性を評価します。

評価の結果、すべての評価項目に該当する公園は、実現性が高いと評価します。

表7 実現性の評価項目と配点

評価項目	評価内容	配点
建物の立地状況	移転補償が必要な建物等がない	2
用地の権利状況	共有地など権利取得に時間を要する土地がない	2
地形状況等	地形的条件(傾斜等)や土地利用条件(接道等)など、公園整備の際に支障となる要素がない	2
計		6

⑥ 全体評価【ステップ6】

ステップ1からステップ5までの評価結果を踏まえ、以下の基本的な考え方により、「存続」、「区域変更*」、「廃止」の見直し方針（案）を検討します。（※ 一部未開設公園の未開設区域の廃止）

なお、個々の実情や地域固有の要素などがあり、評価結果だけで判断できない場合は、その状況を勘案して総合評価により見直し方針（案）を検討します。

表8 全体評価の基本的な考え方

	評価項目				判 定	
	必要性	代替性	実現性		全域未開設の公園	一部未開設の公園
①	高い	高い	—	→	廃止	区域変更
②	高い	低い	高い	→	存続	存続
③	高い	低い	低い	→	総合評価	総合評価
④	低い	—	高い	→	総合評価	総合評価
⑤	低い	—	低い	→	廃止	区域変更

○ 個別事情を勘案した総合評価の方向性

- ・ 必要性が高く、代替性が低い、実現性が低い場合（③の場合）
必要性が高く、代替性が低いことから、基本的に「存続」となりますが、整備の見通しを勘案して方針を検討します。
- ・ 必要性は低い、実現性が高い場合（④の場合）
必要性が低いことから、基本的には「廃止」となりますが、用地取得状況、土地利用状況を勘案して方針を検討します。

6. 評価結果 ～見直し方針（案）～

前述した見直しの基本的な考え方により、個々の見直し対象公園について評価した結果、存続候補は2公園、区域変更候補（未開設区域廃止）は15公園、廃止候補は65公園となりました。（評価の詳細は【資料編】参照）

表9 評価結果（集計）

種別	見直し方針（案）		
	存続	区域変更	廃止
街区公園	2	11	55
近隣公園	0	4	10
計	2	15	65

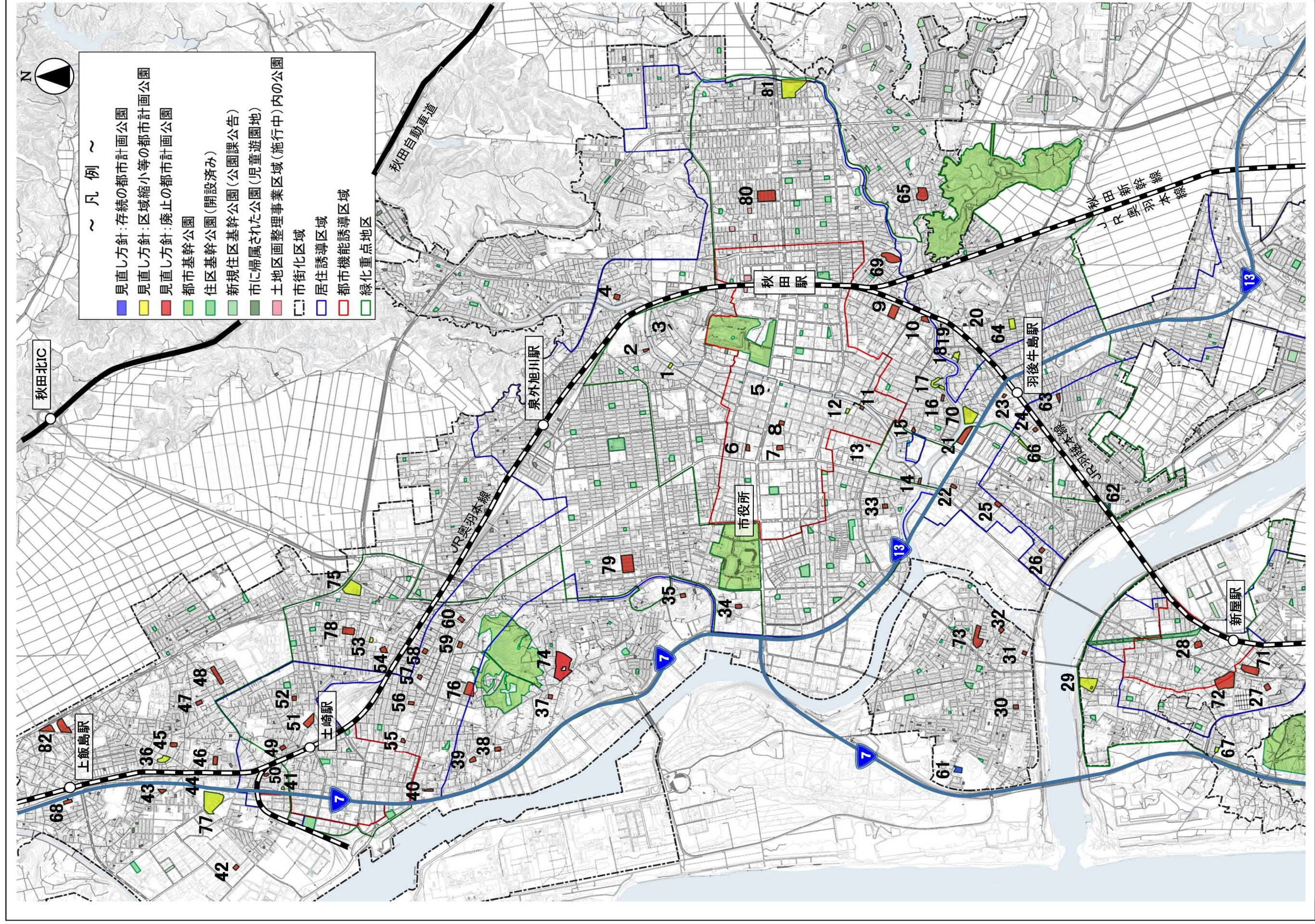
表 10 公園毎の見直し方針（案）

NO	名称		当初決定 年月日	都市計画 決定面積 (ha)	整備状況		見直し方針 (案)
	番号	公園名			開設済 面積(ha)	未開設 面積(ha)	
街区公園							
1	2・2・1	保戸野街区公園	S30. 5. 12	0. 23	0. 13	0. 10	区域変更
2	2・2・2	金砂神社街区公園	S42. 11. 15	0. 10	－	0. 10	廃止
3	2・2・3	中島街区公園	S42. 11. 15	0. 10	－	0. 10	廃止
4	2・2・4	からみ田街区公園	S30. 5. 12	0. 29	－	0. 29	廃止
5	2・2・8	旭北街区公園	S30. 5. 12	0. 01	－	0. 01	廃止
6	2・2・9	保戸野境第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 17	－	0. 17	廃止
7	2・2・10	山王田街区公園	S30. 5. 12	0. 23	－	0. 23	廃止
8	2・2・11	西法寺街区公園	S30. 5. 12	0. 19	－	0. 19	廃止
9	2・2・19	檜山宮田運動公園	S30. 5. 12	0. 96	－	0. 96	廃止
10	2・2・20	檜山寺小路街区公園	S30. 5. 12	0. 28	－	0. 28	廃止
11	2・2・22	四十間堀川反街区公園	S30. 5. 12	0. 28	－	0. 28	廃止
12	2・2・23	感恩講街区公園	S51. 8. 30	0. 15	0. 12	0. 03	区域変更
13	2・2・24	旭南街区公園	S30. 5. 12	0. 07	－	0. 07	廃止
14	2・2・25	川口新町街区公園	S30. 5. 12	0. 18	－	0. 18	廃止
15	2・2・26	追廻街区公園	S30. 5. 12	0. 09	－	0. 09	廃止
16	2・2・27	加賀谷街区公園	S30. 5. 12	0. 15	－	0. 15	廃止
17	2・2・28	檜山末無町街区公園	S30. 5. 12	0. 90	0. 50	0. 40	区域変更
18	2・2・29	愛宕下街区公園	S30. 5. 12	0. 81	0. 38	0. 43	区域変更
19	2・2・30	百石橋街区公園	S30. 5. 12	0. 02	－	0. 02	廃止
20	2・2・31	金照寺山ノ下街区公園	S30. 5. 12	0. 05	－	0. 05	廃止
21	2・2・33	柳原新田第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 97	－	0. 97	廃止
22	2・2・34	柳原新田第 2 街区公園	S30. 5. 12	0. 16	－	0. 16	廃止
23	2・2・36	牛島第 2 街区公園	S30. 5. 12	0. 11	－	0. 11	廃止
24	2・2・37	牛島第 3 街区公園	S30. 5. 12	0. 18	－	0. 18	廃止
25	2・2・39	柳原新田第 5 街区公園	S30. 5. 12	0. 24	－	0. 24	廃止
26	2・2・40	牛島第 4 街区公園	S30. 5. 12	0. 16	－	0. 16	廃止
27	2・2・41	新屋丸岡第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 30	－	0. 30	廃止
28	2・2・45	新屋下夕野街区公園	S30. 5. 12	0. 37	－	0. 37	廃止
29	2・3・47	栗田神社街区公園	S30. 5. 12	1. 10	0. 31	0. 79	区域変更
30	2・2・48	新屋三ッ小屋街区公園	S30. 5. 12	0. 21	－	0. 21	廃止
31	2・2・49	新屋勝平山街区公園	S30. 5. 12	0. 14	－	0. 14	廃止
32	2・2・50	新屋割山街区公園	S30. 5. 12	0. 24	－	0. 24	廃止
33	2・2・55	川尻総社前街区公園	S30. 5. 12	0. 23	－	0. 23	廃止

NO	名称		当初決定 年月日	都市計画 決定面積 (ha)	整備状況		見直し方針 (案)
	番号	公園名			開設済 面積(ha)	未開設 面積(ha)	
34	2・2・64	八橋戌川原街区公園	S30. 5. 12	0. 31	－	0. 31	廃止
35	2・2・65	下八橋街区公園	S30. 5. 12	0. 21	－	0. 21	廃止
36	2・2・66	飯島神社街区公園	S42. 11. 15	0. 50	0. 46	0. 04	区域変更
37	2・2・67	寺内後城街区公園	S30. 5. 12	0. 16	－	0. 16	廃止
38	2・2・68	後城第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 23	－	0. 23	廃止
39	2・2・69	後城第 2 街区公園	S30. 5. 12	0. 27	－	0. 27	廃止
40	2・2・71	御蔵町街区公園	S30. 5. 12	0. 18	－	0. 18	廃止
41	2・2・74	友鳩街区公園	S30. 5. 12	0. 06	0. 04	0. 02	区域変更
42	2・2・75	浜ナシ山街区公園	S30. 5. 12	0. 24	－	0. 24	廃止
43	2・2・77	大谷地街区公園	S30. 5. 12	0. 20	－	0. 20	廃止
44	2・2・78	花立街区公園	S30. 5. 12	0. 13	－	0. 13	廃止
45	2・2・79	飯島第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 25	－	0. 25	廃止
46	2・2・80	土崎港北六丁目街区公園	S30. 5. 12	0. 33	－	0. 33	廃止
47	2・2・81	長野第 1 街区公園	S42. 11. 15	0. 20	－	0. 20	廃止
48	2・2・82	長野第 2 街区公園	S42. 11. 15	0. 80	－	0. 80	廃止
49	2・2・83	東後街区公園	S42. 11. 15	0. 20	－	0. 20	廃止
50	2・2・84	土崎寺小山街区公園	S30. 5. 12	0. 14	－	0. 14	廃止
51	2・2・88	土崎駅東第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 65	－	0. 65	廃止
52	2・2・89	土崎駅東第 2 街区公園	S30. 5. 12	0. 18		0. 18	廃止
53	2・2・92	二葉町第 2 街区公園	S30. 5. 12	0. 13	0. 09	0. 04	区域変更
54	2・2・93	二葉町第 3 街区公園	S30. 5. 12	0. 27	－	0. 27	廃止
55	2・2・94	土崎なかよし街区公園	S30. 5. 12	0. 12	－	0. 12	廃止
56	2・2・96	将軍野第 1 街区公園	S30. 5. 12	0. 16	－	0. 16	廃止
57	2・2・97	将軍野第 2 街区公園	S30. 5. 12	0. 18	－	0. 18	廃止
58	2・2・98	将軍野第 3 街区公園	S30. 5. 12	0. 23	－	0. 23	廃止
59	2・2・99	将軍野第 4 街区公園	S30. 5. 12	0. 25	－	0. 25	廃止
60	2・2・100	高野街区公園	S30. 5. 12	0. 23	－	0. 23	廃止
61	2・2・109	南浜街区公園	S42. 11. 15	0. 40	－	0. 40	存続
62	2・2・111	狐森街区公園	S42. 11. 15	0. 10	－	0. 10	存続
63	2・2・114	牛島西二丁目第 3 街区公園	S42. 11. 15	0. 20	－	0. 20	廃止
64	2・2・115	牛島東五丁目街区公園	S42. 11. 15	0. 50	0. 41	0. 09	区域変更
65	2・3・118	桜街区公園	S42. 11. 15	1. 10	－	1. 10	廃止
66	2・2・196	卸町第 1 街区公園	S58. 8. 8	0. 30	0. 25	0. 05	区域変更
67	2・2・199	新屋西第 3 街区公園	S59. 6. 28	0. 16	0. 13	0. 03	区域変更
68	2・2・231	道東街区公園	H9. 8. 19	0. 29	－	0. 29	廃止

NO	名称		当初決定 年月日	都市計画 決定面積 (ha)	整備状況		見直し方針 (案)
	番号	公園名			開設済 面積(ha)	未開設 面積(ha)	
近隣公園							
69	3・3・1	檜山明田近隣公園	S30. 5. 12	1. 20	－	1. 20	廃止
70	3・3・2	牛島運動公園	S30. 5. 12	1. 50	－	1. 50	区域変更
71	3・3・3	新屋丸岡第 2 近隣公園	S30. 5. 12	1. 20	－	1. 20	廃止
72	3・3・4	日吉神社近隣公園	S30. 5. 12	2. 70	－	2. 70	廃止
73	3・3・6	新屋割山近隣公園	S30. 5. 12	1. 20	－	1. 20	廃止
74	3・3・8	寺内古四王近隣公園	S30. 5. 12	3. 70	－	3. 70	廃止
75	3・3・9	前谷地近隣公園	S42. 11. 15	2. 00	1. 57	0. 43	区域変更
76	3・3・10	高清水近隣公園	S30. 5. 12	1. 10	－	1. 10	廃止
77	3・3・11	光沼近隣公園	S30. 5. 12	3. 10	2. 89	0. 21	区域変更
78	3・2・12	二葉町近隣公園	S30. 5. 12	0. 80	－	0. 80	廃止
79	3・3・13	油田近隣公園	S42. 11. 15	2. 10	－	2. 10	廃止
80	3・3・15	秋田駅東近隣公園	S42. 11. 15	1. 80	－	1. 80	廃止
81	3・3・16	広面近隣公園	S42. 11. 15	3. 20	2. 30	0. 90	区域変更
82	3・3・17	薬師田近隣公園	S42. 11. 15	1. 70	－	1. 70	廃止

図6 見直し対象都市計画公園の位置図



7. 見直しの進め方

見直し評価の結果、廃止・変更候補になった公園については、公園毎に関係機関協議、地元説明会等を経て、都市計画変更手続きへと着手します。

地元説明会等は、廃止・変更候補公園の計画区域内における地権者や住民等を対象に開催し、見直し内容について周知を図ります。

なお、地域における特殊な事情等を確認した際は、必要に応じて再度検証を行います。

都市計画の変更は、見直し対象となるすべての公園について同時に進めることが望ましいですが、関係者や関係機関等の調整に日数を要することもあることから、対象公園の状況に応じて、個別に都市計画変更を行うものとします。